

山形県資金管理方針

施行	平成14年 4月 1日
改正	平成14年12月 4日
	平成19年 3月 7日
	平成22年 4月 1日
	平成24年 6月14日
	平成28年 3月24日

第1 趣 旨

この方針は、県が保有する資金が県民から預かった公の財産であることを踏まえ、県資金の安全性を確保しながら効率性にも配慮した管理を行うため、その基本的な事項を定める。

第2 対象資金

本方針の対象となる県資金は、歳計現金・歳入歳出外現金（以下、「歳計現金等」という。）、基金及び一時借入金とする。

第3 基本方針

- 1 県資金の運用においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）等法令の規定に基づき、最も確実かつ有利な方法によらなければならない。
- 2 県資金の運用に当たる職員は、善良な管理者としての注意を払いながらその職務を果たさなければならない。
- 3 県資金の運用においては、次の方針に基づき判断するものとする。

（1）安全性

資金運用においては、元本の安全性を確保することを最も優先する。

（2）流動性

各資金の性格に応じて、歳計現金等による支払及び基金の取崩等に支障のないよう、十分な流動性を確保する。

（3）収益性

安全性及び流動性を確保したうえで、可能な限り収益性の確保に努める。

第4 各種情報の収集

1 市場における金利情勢

資金を安全かつ効率的に管理運用するため、次の情報を収集する。

- ①各種預金の金利に関する情報
- ②各種債券の発行条件に関する情報
- ③その他資金管理に関係する金融市場情報

2 金融機関の経営状況に関する情報

県の預金等に関する金融機関の経営状況を把握するため、次の情報を収集する。

（1）金融機関の決算関係

金融機関の決算短信や有価証券報告書等の決算資料及びディスクロージャー誌

（2）事業及び経営の動向

新聞報道や専門誌等による事業や経営の動向全般に関する情報

（3）市場における個別情報

格付や株価に関する情報

（4）個別の金融機関に関する情報

適宜、個別の金融機関から経営実態等に関するヒアリングを行い、決算内容の詳細や経営状況の変化内容に関する情報の把握

3 各種情報の一元管理

1及び2に定める情報並びに関係金融機関への預金・借入に関する情報については、各関係部局が連携を図りながら迅速に情報を集約し、一元的に管理のうえ有効に活用する。

第5 資金計画等の策定

1 歳計現金等収支計画

原則として、毎年度及び毎月、歳計現金等の収支に関する計画（以下、「歳計現金等収支計画」という。）を策定する。

ただし、歳計現金等収支計画の内容に大きな変動があった場合等には、必要に応じて当該計画を変更するものとする。

2 基金計画

(1) 原則として、毎年度、翌年度1年間及び将来10年間における基金の積立て及び取崩しに関する計画（以下、「基金計画」という。）を策定する。

ただし、基金計画の内容に大きな変更があった場合等には、必要に応じて当該計画を変更するものとする。

(2) 基金計画は、各基金の担当部局が財政担当部局と調整のうえ会計局に計画書を提出し、会計局が整理する。

3 年間資金運用計画

歳計現金等収支計画及び基金計画に基づき、毎年度、翌年度における年間資金運用計画を策定する。

ただし、歳計現金等収支計画又は基金計画の変更、若しくは市場金利の大きな変動等があった場合においては、必要に応じて当該計画を見直すものとする。

第6 資金運用の基本原則

1 歳計現金等

(1) 支払準備資金としての預金

歳計現金等の効率的な管理・運用を考慮し、支払準備のために確保しておくことが適当な資金額（以下、「支払準備資金」という。）については、指定金融機関及び指定代理金融機関への預金により運用する。

(2) 余裕資金の運用

① 支払準備資金額を超える資金（以下、「余裕資金」という。）が2週間以上見込まれる場合には、年間資金運用計画の範囲内で、預金又は債券により運用する。

② 余裕資金を預金により運用する場合は、選定された金融機関に対し預金利率の提示を求め、原則として利率の高い順に決定する入札により行うことを原則とする。

ただし、余裕資金の運用額及び運用期間を事前に判断することが困難な場合、又は金融情勢が不安定な場合等においては、入札によらず指定金融機関等への預金により運用できるものとする。

(3) 基金の繰替運用

知事が基金を歳計現金に繰替えることが必要と判断した場合、会計管理者は知事の依頼を受け、繰替えられた基金を歳計現金として適切に運用する。

2 基金

(1) 債券による運用

- ① 基金は、基金計画に基づき将来の取崩に支障のない範囲内で、1年以上の運用が可能な資金については、債券による運用を優先する。
- ② 債券による運用は、担当部局が会計局と連携しながら行う。

(2) 繰替運用

支払準備資金の安定的な確保と基金の効率的な運用、さらには基金の保全を図るため、知事が必要と認める基金は歳計現金への繰替運用を行う。

(3) 預金による運用

- ① 債券及び繰替による運用を行わない基金については、預金により運用する。
- ② 知事が必要と認める場合は、基金の預金による運用を会計管理者に依頼する。

第7 債券運用の基本原則

1 債券運用の計画

債券運用を行うに当たっては、年間資金運用計画に運用する債券の種別、上限額及び期間等を内容とする債券運用に関する計画を盛り込む。

ただし、歳計現金等収支計画又は基金計画の変更、若しくは市場金利の大きな変動等があった場合は、必要に応じて債券運用の計画を見直すものとする。

2 債券購入時期の分散

債券の購入に当たっては、金利変動リスクを回避するため、可能な限り購入時期を分散するように努める。

第8 リスク管理の基本原則

1 運用対象とする金融商品

資金運用の対象とする金融商品は、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債、大口定期預金、譲渡性預金、外貨預金（元本保証予約付）、スーパー定期預金、通知預金、普通預金、当座預金、別段預金とする。

2 金融商品の運用期間

- (1) 国債、政府保証債、地方債及び地方公共団体金融機構債は、10年以下の期間で運用する。
- (2) 国債、政府保証債、地方債及び地方公共団体金融機構債以外の金融商品は、1年以下の期間で運用する。

3 金融商品の満期保有

満期の設定されている金融商品は、原則としてその満期到来日まで保有する。

ただし、会計管理者が流動性の確保等やむを得ないと判断する場合は、歳計現金等及び基金それぞれの資金全体の元本割れが生じない範囲で途中解約又は売却を行うことができる。

4 預金先金融機関の選定

- (1) 預金の入札に参加する金融機関は、別に定める基準を満たすものの中から、第10に定める山形県公金管理委員会における協議を経て決定する。
- (2) 選定された金融機関の経営状況に問題が認められる場合には、速やかに参加対象を見直すものとする。

5 預金上限額の設定

預金の入札に当たっては、リスクの軽減を図るため、必要に応じて参加金融機関それぞれに

預金上限額を設定することができる。

6 金融機関の経営動向の把握及び対応

(1) 県の預金等に関する金融機関の経営状況については、収集した情報をもとに、健全性、収益性及び流動性に着目し、次のような指標をもとにその動向を把握する。

①健全性に関する指標

自己資本比率、不良債権比率、業種別貸出金比率、資金調達利回り

②収益性に関する指標

総資產業務純益率、総資産経常利益率、自己資本利益率、経費率、総資金利鞘

③流動性に関する指標

預金量の推移、キャッシュフロー計算書

(2) 経営動向の把握に際しては、必要に応じて、民間格付機関による格付や株価の動向も活用するとともに、他行比較や時系列比較も行う。

(3) 動向把握の結果、問題があると認められる場合は、別に定める取扱いにより預金に関する保全策を講じることとする。

7 預金と県債等債務との相殺

預金先の金融機関に保険事故が発生し、かつ当該金融機関に対し県が県債等の債務を有している場合は、必要に応じて預金債権と県債等債務との相殺を行う。

第9 一時借入の基本原則

1 当座借越

(1) 1ヶ月に満たない短期間において支払資金が不足する場合は、指定金融機関及び指定代理金融機関からの当座借越により必要な資金を確保する。

(2) 当座借越は、指定金融機関の事務取扱いに関する契約及び当座借越しに関する契約に基づき行う。

2 支払資金不足時における資金調達

1ヶ月間程度にわたり多額の借越が見込まれる場合には、支払準備資金の安定的な確保と支払利息の軽減を図るため、公営企業会計からの借入、又は指定金融機関等からの証書借入など有利な資金の借入を行う。

第10 公金管理委員会の設置

1 公金管理委員会の趣旨

県公金の管理及び運用について、県財政の運営状況及び金融情勢等を踏まえながら適切に実施するとともに、公金運用に関する金融機関の経営状況を把握したうえで、県として必要な対策を迅速かつ的確に実施するために、山形県公金管理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の業務

(1) 委員会は、次の事項について協議を行う。

①毎年度の歳計現金等収支計画、基金計画、年間資金運用計画

②預金先金融機関及び金融商品の選定

③預金先金融機関の経営に問題が生じた場合において対応すべき事項

④県公金の管理及び運用に関して関係部局による協議調整等が必要な事項

⑤その他、資金管理方針の実施に関する事項

(2) 各関係部局は、委員会における協議結果を踏まえて、適切な資金の管理・運用に努める。

3 委員会の開催

(1) 委員会は、2の(1)に定める業務に加え、預金保険法に規定する保険事故発生の可能性がある場合又は発生した場合において、その対応策を協議するために開催する。

(2) 委員会は、対応策について検討した場合は、その結果をもとに対応策を実施する。

4 他の資金管理者との連携

委員会における協議等により、公営企業会計及び病院事業会計の資金管理者との連携を図り、県として統一した資金の管理運用を進める。

第11 資金運用結果の公表

資金の運用結果については、毎年度とりまとめのうえ、ホームページ等により公表する。

第12 資金管理方針の見直し

本方針は、必要に応じてその内容を見直すものとする。

第13 その他

本方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

山形県資金管理方針は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10の規定は、平成14年3月25日から適用する。